

「第4次北海道食の安全・安心基本計画」の推進状況について

令和5年（2023年）7月 北海道

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

1 情報の提供（条例第10条）

< 施策の目標 >

国や他の地方公共団体等が提供する、食の安全・安心等、食に関する情報について、積極的に収集・分析するとともに、関係部局・機関と連携して、食の安全・安心などに関する適切な情報を分かりやすく、速やかに提供します。

主な取組	<ul style="list-style-type: none">● 食の安全・安心に関する情報提供<ul style="list-style-type: none">・ 食の安全・安心に関する情報を北海道食の安全・安心ポータルサイトに掲載し、消費者や事業者へ情報提供しました。また、提供する情報は、庁内関係部局から情報収集し、情報を充実させました。（食品政策課）・ ホームページに食品衛生に関わる各種情報を掲載し、食品衛生施策の根幹となる令和4年度食品衛生監視指導計画のほか、道民等への注意喚起情報等を掲載しました。（食品衛生課）・ 水産物及び海水の放射性物質のモニタリング結果を道のホームページで情報提供しました。（水産経営課）・ 食の安全性確保等に関する機関誌を発行するとともに、有毒植物や毒キノコに関するハンドブックを作成したほか、道のホームページにおいて食中毒予防の普及啓発を行いました。ハンドブックは道民に広く配布するとともに、報道機関を通じて注意喚起も行いました。・ 食に関するメールマガジンを月に3回（毎月10、20、30日）発行するとともに、様々な情報媒体や各種イベントの場などを活用して、食の情報やイベント情報、食の安全・安心に関する情報を広く提供しました。メールマガジンの登録者数は増加傾向にあり、6,708人（令和4（2022）年12月1日時点）となりました。（食品衛生課、食品政策課）・ メールマガジン新規登録者獲得のため、新たに宣伝用チラシ、カードを作成し、イベント時に掲示、配布を行いました。（食品政策課）● 食に関する知識の習得機会の充実<ul style="list-style-type: none">・ 食に関する知識を習得するための取組として、「北海道健康増進計画～すこやか北海道21～（改訂版）」に基づき、道民の方々が・ 食品衛生に関する情報を講習会等の機会を通じて提供したほか、道のホームページでの周知を行いました。（食品衛生課）・ イベントや講習会等の開催、ガイドブックやリーフレットの配布、道のホームページでの情報提供等を行い、食に関する知識の習得機会を提供しました。（環境生活部、保健福祉部、水産林務部、食品政策課）
------	--

今後の課題

- ・ 道民の食の安全・安心に対する関心は依然として高く、情報の内容や提供の手法などの充実に努めながら引き続き情報提供を行う必要があります。（消費者安全課、食品衛生課、水産経営課、食品政策課）
- ・ メールマガジンは、道が、道民に対し能動的に情報発信する有効な手段であることから、引き続き日常的に正確で的確な情報を幅広く提供することが必要であり、新規登録者獲得の手法を検討する必要があるほか、SNS（フェイスブック等）も活用した情報提供も実施していく必要があります。（食品衛生課、食品政策課）
- ・ GM条例に関し、ゲノム編集含めて国内の検討状況等について、常に情報収集しておく必要があります。また、どのように道民に対し情報発信していくかも重要です。（令和4年度第4回北海道食の安全・安心委員会）
- ・ 福島原発汚染水の海洋放出の件は、北海道の水産にとっても重要な課題です。また、安心のためには、データをどれだけ出しているかが重要です。（令和4年度第4回北海道食の安全・安心委員会）
- ・ 食に関する知識の習得機会を充実させるため、食品衛生の基礎知識などの習得機会、食品の安全性等の知識を習得する機会を引き続き提供する必要があります。（環境生活部、保健福祉部、水産林務部、食品政策課）

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

2 食品等の検査及び監視（条例第11条）

< 施策の目標 >

道内で生産された食品はもとより、道内に流通する道外産食品及び輸入食品を含めた食品全般について、微生物や食品添加物、残留農薬などの検査を実施するとともに、食品の生産から製造、流通、販売・提供に至る各段階で食品関係施設等の監視指導を適切に実施します。

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none">● 食品等の検査の実施<ul style="list-style-type: none">・ 年間を通じて流通する食品の検査を行ったほか、夏期、年末には期間を定めて集中的に検査を行いました。（食品衛生課）・ 夏期、年末等の時期を中心に食品を収去し、検査を行いました。令和元（2019）～4（2022）年度は、食品から腸管出血性大腸菌が検出される事例はありませんでした。（食品衛生課）● 食肉検査及び食鳥検査の実施<ul style="list-style-type: none">・ 道立食肉衛生検査所及び道立保健所のと畜検査員・食鳥検査員がと畜検査・食鳥検査を行い、食用に適さないものを排除しました。また、検査の結果を、生産現場にフィードバックしました。（食品衛生課）・ と畜場に対する指導を継続したことにより、月齢による分別管理、と畜処理工程における特定部位の除去が徹底されました。（食品衛生課）● 食品関係施設等に対する監視指導の実施<ul style="list-style-type: none">・ 年間を通じて食品関係施設への立入検査を行ったほか、夏期、年末には期間を定めて集中的に立入検査を行いました。（食品衛生課）・ 人の健康を損なうおそれがある食品を発見した際は、その食品への措置等により、二次的な被害発生を防止しました。（食品衛生課）● 自主的な検査等の実施<ul style="list-style-type: none">・ 施設への立ち入りを行った際、自主検査の実施やH A C C Pに沿った衛生管理の取組が確認されるとともに、自主衛生管理の推進に努めるよう啓発しました。（食品衛生課）・ 事業者等に対し、自主衛生管理の推進に関する講習会を実施しました。（食品衛生課）・ 自主衛生管理の推進に関する情報をホームページ等に掲載し、普及啓発を実施しました。（食品衛生課）
------------------	--

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な食品表示の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品表示制度に関するセミナーを開催するとともに、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付け、食品表示制度の普及啓発を行いました。（消費者安全課） ・ 食品等事業者に対し、食品表示法や景品表示法に基づき表示が適正に行われているか調査や監視を行いました。不適切な表示を行った事業者に対しては、法令に基づく指示・命令や指導等の措置を実施しました。（消費者安全課） ・ 道内に流通する食品を収去し、検査を実施しました。（食品衛生課）
------------------	--

今 後 の 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全を確保する上では、流通する食品を定期的・継続的に検査することにより、食品衛生法の基準を満たしているか確認していくことが必要です。（食品衛生課） ・ 腸管出血性大腸菌による食中毒は、人命に関わる重篤な被害に繋がることから、定期的な検査により食品の衛生的な取扱いを確認することが必要です。（食品衛生課） ・ 食用に適さない食肉や家きんを排除するため、と畜検査や食鳥検査を適切に実施していく体制を維持することが必要であり、検査結果は生産現場に確実にフィードバックすることが必要です。BSE対策として、月齢による牛の分別管理や特定部位の除去及び適正な取扱いについての指導を継続することが必要です。（食品衛生課） ・ 北海道食品衛生監視指導計画に基づき、道立保健所、道立食肉衛生検査所などが計画的に食品関係施設の監視指導を実施することが必要で、違反等の事案が発生した際は、迅速かつ適切に対処することが必要です。（食品衛生課） ・ 食品等事業者自らの責任において、食品の安全性を確保する必要がある、その旨の啓発指導の継続が必要です。また、令和3（2021）年6月に完全施行されたHACCPについては、食品等事業者における自主衛生管理の推進を図るとともに、効果的な取組となるよう保健所による助言等が必要です。（食品衛生課） ・ 食品の製造・販売事業者、飲食店等事業者による食品表示制度の遵守が求められ、引き続き普及啓発を行う必要があります。また、表示が適切に行われているか、引き続き法令違反等に対する調査や監視を行う必要があります。（消費者安全課） ・ 流通する食品を計画的に検査し、遺伝子組換え食品の混入の有無や混入割合、アレルギー物質、食品添加物などの検査を行い、食品表示法への適合を確認する必要があります。（食品衛生課）
-----------------------	--

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

3 人材の育成（条例第12条）

<施策の目標>

食品の生産から消費に至るそれぞれの段階で、責任者から担当者まで広く対象として食品の安全性に関する専門的な知識を有する人材の育成・確保を図るとともに、その資質の向上に努めます。

主な取組

- 生産段階における人材の育成
 - ・ 研修会を開催し、農薬指導士の認定に取り組み、認定者数は令和4年度で2,257名となりました。（技術普及課）
 - ・ 毎年度、農薬指導士を擁する北海道農薬安全使用推進協議会の構成団体が、農業者の研修会や啓発等を実施しました。農薬の適正かつ安全な使用に向けた農業者の指導や助言等の取組が着実に実施されています。（技術普及課）
- 食品産業を担う人材の育成
 - ・ 食品表示制度に関するセミナーを開催し、食品表示制度の普及啓発を行いました。（消費者安全課）
 - ・ 事業者に対し、令和3（2021）年6月に完全施行されたH A C C P普及のための講習会を実施しました。（食品衛生課）
 - ・ 食品衛生管理者養成コースの学生に対する講義を実施しました。（食品衛生課）
 - ・ 食品関係団体が実施する各種講習会の講師等を務めたほか、関係団体が実施する巡回指導活動に必要な支援を行いました。（食品衛生課）
 - ・ 道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターにおいて、食品企業等の品質管理・衛生管理技術の向上を目的として、研究職員が食品企業の製造現場に赴き、改善策を提案する取組である現地技術指導を実施しました。現地技術指導は全道を対象に実施し、食品企業等の課題解決に努めました。（科学技術振興課）
 - ・ 道立オホーツク圏及び十勝圏地域食品加工技術センターの管理運営、試験研究等への補助事業を実施し、地域経済の活性化を図りました。令和3年度は97企業の現地指導を実施しました。（食産業振興課）
 - ・ 道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターにおいて、食品微生物管理技術講習会及び食品加工・品質管理技術講習会を実施しました。食品微生物管理技術講習会は毎年1回、食品加工・品質管理技術講習会は毎年2回開催し、道内企業等の技術力向上に努めました。（科学技術振興課）

<p>主 な 取 組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道立オホーツク圏及び十勝圏地域食品加工技術センターの管理運営、試験研究等への補助事業を実施し、地域経済の活性化を図るため、技術普及講習会及びセミナー等を開催しました。（食産業振興課） ● 学校や地域における人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初任段階栄養教諭研修、中堅栄養教諭研修、食育推進研究協議会等研修を実施し、栄養教諭の資質・指導力の向上を図りました。（教育庁健康・体育課） ・ 保健所等において、管理栄養士や栄養士、食生活改善推進員などを対象とした事業（研修会、イベント等）を実施しました。（地域保健課） ・ 農業教育研究大会などの農業科の教諭等の研修において、各学校においてGAPやHACCPの学習内容を充実させるよう指導・助言しました。その結果、各学校が科目の中でGAPやHACCPについて、積極的に取り扱っています。（教育庁高校教育課） ● 地域食材を活かした食文化の継承や人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページや食育推進ネットワーク会議など食育関係者が集まる会議において、北海道らしい食づくり名人制度をPRし、登録を推進しました。令和4（2022）年度末における食づくり名人は154名で、うち伝承名人は48名登録しています。（食品政策課）
<p>今 後 の 課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の生産から消費に至るそれぞれの段階における取組を着実に進めるためには、引き続き、専門的な知識を有する人材の育成・確保が必要です。（科学技術振興課、消費者安全課、食品衛生課、食産業振興課、教育庁健康・体育課、教育庁高校教育課、技術普及課、食品政策課） ・ 北海道らしい食づくり名人のうち伝承名人の登録については、各振興局や市町村への周知やメールマガジン等により、制度の周知を行ってきましたが、登録は伸び悩んでおり、目標に達していません。（食品政策課）

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

4 研究開発の推進（条例第13条）

<施策の目標>

農畜産物の生産技術、クリーン農業や有機農業の推進、食品の衛生・品質管理、環境の保全など、道産食品の安全・安心確保のための研究開発の推進と研究成果の公表、その成果の普及などを積極的に進めます。

主な取組

● 農林水産業における研究開発の推進

- ・ 道総研農業研究本部において、クリーン農業を支える化学肥料や化学合成農薬の使用を削減する栽培技術を開発したほか、クリーン農業による畑地からの温室効果ガス排出抑制効果を明らかにするなど、クリーン農業や有機農業に関する技術を開発しました。クリーン農業の推進に不可欠な技術は、道総研において令和元（2019）年度以降、新たに13の技術が開発され、農業改良普及センターなどによる情報提供や技術指導を通じて、普及を図っています。（科学技術振興課）
- ・ ここ4か年において、有害物質を蓄積させない安全な農産物生産技術などの開発について特化した研究については実施していませんが、今後、必要性に応じて課題化を検討します。（科学技術振興課）
- ・ 道総研農業研究本部において、牛白血病ウイルスの清浄化を目指したウイルス伝播防止対策や、乳牛を健全に管理するための乳中ケトン体濃度の値に基づく飼養管理技術の開発など、安全な畜産物の生産のための技術を開発しました。家畜感染症と人獣共通感染症の診断・予防技術などは、道総研において令和元年度から新たに4の技術が開発され、農業改良普及センターなどによる情報提供や技術指導を通じて普及を図っています。（科学技術振興課）
- ・ 道総研水産研究本部において、「道産養殖ニジマスの冷凍・解凍処理による刺身商材の品質コントロール技術開発」や「中小型漁船で漁獲された道産マイワシの消費拡大のための高鮮度技術の開発」など、水産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持の技術を開発しました。研究により得られた成果を広く、北海道内の市町村や企業等に普及しました。（科学技術振興課）
- ・ 道総研水産研究本部において、「食品製造残渣及び水産系廃棄物を活用した養殖サーモン成魚用の低コスト飼料開発」「ホタテガイ貝殻」を用いたマガキシングルシード種苗生産技術の開発」など水産系廃棄物を活用した技術を開発しました。研究より得られた成果を広く、北海道内の市町村や企業等に普及しました。（科学技術振興課）

<p>主 な 取 組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品の衛生・加工、環境における研究開発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 残留農薬、動物用医薬品、貝毒、遺伝子組換え食品、食品微生物などに関する道独自の調査研究を実施し、成果を学会や学術論文として公表しました。（地域保健課） ・ 道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターにおいて、微生物の取扱いや衛生管理、品質管理等の基礎的技術に関する食品微生物管理技術講習会を開催し、初心者を対象にH A C C Pの講義や実習を含む3日間の食品微生物管理技術講習会を年1回開催し、食品企業等の品質・衛生管理の向上に努めました。（科学技術振興課） ・ 道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターにおいて、現地技術指導を実施し、衛生管理に関する現地技術指導を毎年10～20件程度実施し、食品企業の製造現場における課題解決に努めました。（科学技術振興課） ・ 道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターで技術相談を実施しました。（科学技術振興課） ・ 道総研において、研究課題調査を実施し、道内の経済・社会、暮らしなどにおける幅広い分野の課題や研究ニーズを把握しました。これらの要望に基づき、新規課題を立案し、研究開発を推進しました。研究により得られた成果を広く、北海道内の市町村や企業等に普及しました。（科学技術振興課） ・ 道総研水産研究本部において、「北海道赤潮緊急対策支援事業」、「藻場施設機能回復手法高度化調査」など環境保全に関する調査研究を実施しました。研究により得られた成果を広く、北海道内の市町村や企業等に普及しました。（科学技術振興課） ・ 道総研産業技術環境研究本部 エネルギー・環境・地質研究所において、有害大気汚染物質のモニタリング調査など、化学物質の環境リスクに関する調査研究を推進しました。すべての項目で環境基準及び指針値を達成しました。（循環型社会推進課）
<p>今 後 の 課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全・安心を支える生産・加工をめぐる情勢や課題は日々変化しており、引き続き、新しい技術の研究開発や食品加工技術力の高度化を進めるとともに、その成果等については迅速に普及する体制を維持・強化する必要があります。（科学技術振興課、循環型社会推進課、地域保健課）

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

4 研究開発の推進（条例第13条）

< 施策の目標 >

農畜産物の生産技術、クリーン農業や有機農業の推進、食品の衛生・品質管理、環境の保全など、道産食品の安全・安心確保のための研究開発の推進と研究成果の公表、その成果の普及などを積極的に進めます。

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none">● 国や民間との連携、成果の普及<ul style="list-style-type: none">・ 道総研森林研究本部において、道産きのこについて実用化に向けた研究を多様な関係機関と連携し、研究から事業化・実用化まで一貫して支援しました。その成果は企業や栽培農家等で活用されています。（科学技術振興課）・ 道総研各研究本部において、研究成果発表会をW e b等で開催するとともに、食品加工研究センターでは、研究成果発表会の内容を道内各地域において紹介する「移動食品加工研究センター」を開催し、研究成果を普及しました。食品加工研究センターで開催している「移動食品加工研究センター」は毎年3回道内各地域で開催し、研究成果の普及に努めました。（科学技術振興課）・ 道総研各研究本部において、技術相談や技術指導を実施し、研究成果の普及に取り組みました。研究成果発表会および移動食品加工研究センター開催時においては、技術相談や現地技術指導を実施して、研究成果の移転に努めました。（科学技術振興課）・ 道総研において、農業改良普及センターや水産技術普及指導所などと連携し、生産者等への技術指導を行い、研究成果を生産者などに普及しました。（科学技術振興課、水産林務部、技術普及課）・ 道立オホーツク圏及び十勝圏地域食品加工技術センターの管理運営や、試験研究等を支援し、地域経済の活性化を図りました。試験研究事業において4テーマについて検証したほか、講習会の開催や技術指導及び相談事業を実施しました。（食産業振興課）
------------------	--

今 後 の 課 題	・ 食の安全・安心を支える生産・加工をめぐる情勢や課題は日々変化しており、引き続き、新しい技術の研究開発や食品加工技術力の高度化を進めるとともに、その成果等については迅速に普及する体制を維持・強化する必要があります。（科学技術振興課、水産林務部、技術普及課、食産業振興課）
-----------------------	--

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

5 緊急事態への対処等に関する体制の整備等（条例第14条）

< 施策の目標 >

日頃から関係部局・機関・団体が、連携・協力体制の整備・強化に努め、危機の未然防止を図るとともに、万一、緊急事態が発生した場合には、「道民の消費生活の安全確保に係る緊急事態への対処等の基本指針」等の緊急時対応マニュアルに基づき的確かつ迅速に対応し、被害を最小限にとどめます。

主な取組

● 危機管理体制の構築

- ・ 道では、厚生労働省等との連携を強化するなど、食の安全に関わる情報収集が可能な体制を整えています。情報の共有化が必要と判断される危害情報については、保健所や関係団体等を通じて広く情報提供を行いました。（食品衛生課）
- ・ 食中毒の発生を疑う情報を探知した場合は、厚生労働省の食中毒調査マニュアルや道の食中毒対策要領等に基づき、速やかに調査を実施しています。措置等により二次的な被害発生を防止しました。（食品衛生課）
- ・ 高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、北海道家畜伝染病防疫対策要綱及び防疫対応マニュアルに基づき、迅速かつ適切な防疫措置を実施し、家畜伝染病のまん延を防止しました。（畜産振興課）
- ・ 平成22（2010）年4月に「道民の消費生活の安全確保に係る緊急事態への対処等の基本指針」を策定しました。平時から危害情報の収集、分析、評価などを行い、緊急事態対応に備えるため、定期的に消費生活安定会議幹事会食品安全部会を実施し、食の安全・安心に関する情報の共有と対応状況を確認しました。（消費者安全課）
- ・ 消費者等から提供された情報を庁内関係部局等と共有し、関係法令所管部局等により適切に対応をしました。（消費者安全課）
- ・ 厚生労働省が設置する広域連携協議会に参画するなどし、国や道内の保健所設置市などと良好な関係を築き、有事の時には必要な協力を得られるなど協力体制の構築に努めています。（食品衛生課）
- ・ 国、地方自治体など関係機関・団体と定期的に情報交換、協議を行うための会議等に参加協力しました。日頃の連携の維持、円滑な協力体制の確保に努めました。（消費者安全課）
- ・ 道における危機管理体制の確保・充実のため、マニュアルの必要な見直しを行っています。（食品衛生課）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口蹄疫などの海外悪性伝染病等の侵入に備え、北海道家畜伝染病防疫対策要綱及び防疫対応マニュアルの見直しを検討するとともに、これに基づき自衛防疫組織等の関係機関と連携し、家畜飼養農場等への指導・啓発や防疫演習を実施し、家畜防疫体制の整備・維持とともに、防疫体制が強化されました。（畜産振興課） ● 迅速な情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道が食品表示法に基づき表示に関する指示等を行った場合などには、速やかに報道発表を行うとともに、道のホームページに掲載し、道民に対し、情報提供しました。 また、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜発生に伴う風評や混乱が発生することを防ぐため、「鶏肉・鶏卵は安全です」という周知をホームページやツイッターで行い、道民に対し、速やかに情報提供しました。（消費者安全課） ・ 食中毒の発生や食品衛生法に違反する食品が確認された場合などには、報道発表を行うとともに、道のホームページに掲載し、道民に対し、情報提供しました。健康被害の拡大防止や風評による混乱等は確認されていません。（食品衛生課） ● 事業者等における危機管理対応の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品事業者に対するイベントや講習会等の開催のほか、ガイドブック等を配布するとともに、道のホームページでの情報提供等を行い、事業者等における危機意識の醸成や危機管理体制の整備を促進しました。（食品衛生課）
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、食の安全・安心を脅かす緊急事態への対処時に関する体制の整備や充実・強化が必要です。（消費者安全課、食品衛生課、水産林務部、教育庁、畜産振興課）

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

1 食品の衛生管理の推進（条例第15条）

< 施策の目標 >

農産物の生産、食品の製造・加工段階におけるGAPの導入やHACCPに沿った衛生管理の導入、卸売市場での品質管理の向上など、フードチェーン全般にわたる自主衛生管理の推進を図ります。

主な取組

- 生産段階における衛生管理の推進
 - ・ 農業者向け研修会の開催、指導者の育成による指導体制の整備、農業者等のGAP認証取得費用の支援、東京オリパラでGAP認証農産物等の使用に向けたPR活動を行い、国際水準GAPの認証農場数が増加（H30（2018）年：234→R4（2022）年：313）したほか、東京オリパラ選手村に16品目の道産食材を供給しました。（食品政策課）
 - ・ 飼養衛生管理指導等計画を作成し、家畜及び家きんを飼養する農場に対し、飼養衛生管理基準の徹底について指導を行いました。（畜産振興課）
 - ・ 水産物について、「北海道産地市場衛生管理マニュアル」に基づき、産地漁協における荷捌施設等の自主的な衛生管理意識の向上に努めました。「産地市場衛生管理高度化点検」を計画的に実施し、産地市場の衛生管理の向上に努めました。（水産経営課）
- 製造・加工、流通・販売段階における衛生管理の推進
 - ・ 施設への立ち入りを行った際、自主検査の実施やHACCPに沿った衛生管理の取組を確認するとともに、自主衛生管理の推進に努めるよう啓発しました。（食品衛生課）
 - ・ 自主衛生管理認証制度について、食の安全性確保等に関する機関誌やガイドブックを作成し、ホームページへの掲載のほか、消費者等への配付により、制度を周知・普及しました。また、認証された事業者をホームページで紹介し、消費者等へ情報提供を行いました。（食品衛生課）
 - ・ 関係団体が実施する巡回指導活動に保健所職員が同行し、必要な指導を行うなどの支援を行いました。（食品衛生課）
 - ・ 道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターにおいて、微生物の取扱いや衛生管理、品質管理等の基礎的技術に関する食品微生物管理技術講習会を開催し、初心者を対象にHACCPの講義や実習を含む3日間の食品微生物管理技術講習会を年1回開催し、食品企業等の品質・衛生管理の向上に努めました。（科学技術振興課）

<p>主 な 取 組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターにおいて、現地技術指導を実施し、衛生管理に関する現地技術指導を毎年10～20件程度実施し、食品企業の製造現場における課題解決に努めました。（科学技術振興課） ・ 道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターで技術相談を実施しました。（科学技術振興課） ・ 道立オホーツク圏及び十勝圏地域食品加工技術センターの管理運営や試験研究等を支援するとともに、地域経済の活性化を図るため、技術普及講習会及びセミナー等を開催しました。また、技術相談や現地指導を実施しました。（食産業振興課） ・ 輸出先国・地域の規制に対応した施設及び体制の整備を支援しました。（食品政策課） ・ 卸売市場開設者等が行う施設整備において、国の補助事業の活用を支援し、卸売市場施設における品質・衛生管理対策の促進を図りました。（中小企業課）
<p>今 後 の 課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物の生産、食品の製造・加工段階におけるGAPの導入やHACCPに沿った衛生管理の導入、卸売市場での品質管理の向上などのためには、引き続き、フードチェーン全般にわたる自主衛生管理の推進を図ることが必要です。（食品政策課、畜産振興課、水産経営課） ・ 国は、令和4（2022）年3月8日に「我が国における国際水準GAPの推進方策」を策定し、「令和12（2030）年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進」することとしており、道としても道内の全ての生産現場における国際水準GAPの実践に向けた取組が必要です。（食品政策課） ・ 輸出に取り組む事業者の衛生管理基準の普及を図るため、引き続き輸出先国・地域の規制に対応した施設及び体制の整備の支援が必要です。（食品政策課） ・ 引き続き、卸売市場開設者等に対し、品質・衛生管理高度化指針の策定を促し、施設整備における国の交付金の活用を支援していくことが必要です。（中小企業課）

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

2 農産物等の安全及び安心の確保

(1) クリーン農業及び有機農業の推進（条例第16条）

ア クリーン農業の推進

<施策の目標>

消費者や流通業者などと連携しながら、YES!clean農産物やクリーン農業技術を活用して生産された農産物の安定生産と流通促進を図り、全道にクリーン農業の取組を広めていきます。

主な取組

- クリーン農業技術の開発と普及
 - ・ 道総研農業研究本部と連携し、クリーン農業を支える化学肥料や化学合成農薬の使用を削減する栽培技術等の開発に取り組み、令和元（2019）年度以降、新たに13件の栽培技術を開発しました。（食品政策課）
 - ・ 農業者がクリーン農業を円滑に導入できるよう「北海道施肥ガイド2020」を策定するとともに、北海道クリーン農業推進協議会と連携した北海道クリーン農業セミナーや農業改良普及センターによる実証ほの設置及び技術検討会を開催しました。（食品政策課）
 - ・ 道内でクリーン農業に取り組み始めたH3（1991）年度に比べ、単位面積当たりの主要肥料・農薬の出荷量が減少（主要肥料▲42.3%、農薬▲48.7%）しました。（食品政策課）
 - ・ 各市町村に対し、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、高度クリーン農業技術の普及に努めました。令和4年度末で84市町村が環境保全型農業直接支払交付金を活用しています。（食品政策課）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーン農産物の生産・流通・消費の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道クリーン農業推進協議会と連携した現地説明会を開催するとともに市町村やJAに赴いての導入奨励を図ったほか、農業改良普及センターによる指導・助言を実施しました。YES!clean農産物作付面積は減少傾向で推移しています。（食品政策課） ・ イメージキャラクターの着ぐるみや普及啓発DVD等を活用し、パネル展や出前講座等で消費者へのPR活動を実施するとともに、クリーン農業への理解を深めた方を会員とするYES!cleanサポーター制度を創設しました（令和元（2019）年度）。また、北海道クリーン農業推進協議会と連携して、北海道クリーン農業セミナーを開催するとともに、流通・食品加工業者にYES!clean農産物の取扱いや活用を働きかけたほか、販促資材を提供しました。（食品政策課） ● クリーン農業への理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校等を対象とした出前講座等の実施、北海道クリーン農業推進協議会と連携した親子を対象とした生きもの調査などを実施し、その結果をホームページなどで発信しました。（食品政策課） ・ クリーン農業への理解を深めた方を会員とするYES!cleanサポーター制度を創設しました。（食品政策課） ● クリーン農業を推進するための農業生産基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の事業などを活用しながら、使用規模に応じた堆肥舎などの施設整備を促進しました。（畜産振興課）
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゼロカーボン北海道への寄与やSDGsの目標達成に資することが益々重要となる中、地球温暖化により新たな病害虫が発生した影響などにより、YES!clean農産物の作付面積が減少しています。（食品政策課） ・ 国は、令和3（2021）年に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するみどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに持続可能な食料システムの構築を目指して環境負荷軽減の取組を推進しており、道としても国の戦略を踏まえ、本道農業が持続的に発展し、我が国最大の食料供給地域として食料自給率の向上に寄与し、国民の食を支える役割を果たしていけるよう、引き続き、クリーン農業の取組を広めていくことが必要です。（食品政策課） ・ 慣行農法、クリーン農業等の減農薬・減化学肥料、有機農業の最終的なバランスが重要です。また、戦略として、市場を見据えて計画を立てることが重要です。（令和4年度第4回北海道食の安全・安心委員会）

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

2 農産物等の安全及び安心の確保

(1) クリーン農業及び有機農業の推進（条例第16条）

イ 有機農業の推進

< 施策の目標 >

生産面では、有機農業への参入がしやすくなり、経営が安定的に継続していくこと、消費面では、有機農業に対する消費者の理解が広がり、有機農産物等に対するニーズが拡大していくことを目標に環境保全型農業を先導する有機農業を推進します。

主な取組

- 有機農業技術の開発・普及
 - ・ 道総研農業研究本部と連携し、有機農業技術の開発普及を進め、令和元（2019）年度以降、新たに5の技術を開発しました。（食品政策課）
 - ・ 農業改良普及センターの有機担当主査の活動を通じ、営農指導・情報提供を実施しました。（食品政策課）
- 有機農業への参入・定着の促進
 - ・ 有機農業経営に係る主要作物の経営指標（平成31（2020）年度）を作成し、ホームページへの掲載などを通じて、生産者等に情報提供しました。（食品政策課）
 - ・ 農業大学校や酪農学園大学において、有機農業に関する講義を実施し、学生等への有機農業への理解醸成を図りました。（食品政策課）
 - ・ 振興局単位で有機農業ネットワーク主催の販売会等を実施するとともに、年に1度、有機農業者等の全道交流会を実施し、有機農業者間のネットワーク強化や情報の共有を実施しました。（食品政策課）
 - ・ 道ホームページにおいて、有機農業に関する支援制度を情報提供しました。（食品政策課）
- 有機農業を核とした新たな展開
 - ・ 農業者において有機農業就農希望者を受け入れるため、地域の有機農業ネットワークを活用した受入体制を構築しました。（食品政策課）
 - ・ 全道交流会などを活用し有機農業者に対する情報提供をし、eコマースに対する理解醸成を図りました。（食品政策課）

<p>主 な 取 組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道主催の有機食材を活用した親子料理教室を実施し、消費者の有機農業への理解醸成を図りました。（食品政策課） ● 販路の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有機農業に関する様々な情報をホームページやメールマガジン、SNSで発信することにより、有機農業への理解醸成を図りました。（食品政策課） ・ 有機農業者に関する情報をホームページに掲載することを通じ、流通・販売事業者とのマッチングの場を提供しました。（食品政策課） ・ コープやイオンなど量販店の協力を得て、オーガニックコーナーを設置するなど、需要喚起に取り組みました。（食品政策課） ● 理解の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道ホームページにおける情報発信により、有機農業への理解醸成を図りました。（食品政策課） ・ 道主催の親子料理教室や、道議会食堂における有機メニューの提供（令和4年（2022年））を実施し、有機農業への理解醸成を図りました。（食品政策課）
<p>今 後 の 課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学肥料と化学合成農薬を使用しないことを基本とする有機農業は、ゼロカーボン北海道への寄与やSDGsの目標達成に貢献するものであることから、令和3（2021）年に策定されたみどりの食料システム戦略において、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万haに拡大する意欲的な目標を掲げており、道としても、環境保全型農業を先導する有機農業の拡大に向け、有機農業技術のさらなる開発・普及や有機農産物の販路確保、消費者の理解醸成などの取組を進めていくことが必要です。（食品政策課） ・ 慣行農法、クリーン農業等の減農薬・減化学肥料、有機農業の最終的なバランスが重要です。また、戦略として、市場を見据えて計画を立てることが重要です。（令和4年度第4回北海道食の安全・安心委員会）〔再掲〕

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

2 農産物等の安全及び安心の確保

(2) 遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止（条例第17条）

< 施策の目標 >

遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入の防止により、遺伝子組換え作物の開発等の産業活動と一般作物の栽培である農業生産活動との調整を行い、道民の健康の保護と、本道における産業の振興を図ります。

主な取組

- 条例の周知と栽培計画の把握
 - ・ GM条例の内容などを道のホームページに掲載するとともに、「食の安全・安心をめぐる情勢」を活用し、各種講習会等で道民に周知しました。（食品政策課）
 - ・ 関係機関・団体等と連携して、道内における開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査を実施しました。GM条例では、一般栽培の場合は許可制、試験研究機関が行う試験栽培の場合は届出制としていますが、令和5年（2023年）3月末まで、許可申請及び届出は行われていません。（食品政策課）
 - ・ 令和元年度（2019年度）にGM条例の点検・検証を行い、条例の見直しは行わないこととなりました。なお、新たな育種技術として、ゲノム編集技術を利用して品種改良された農産物等について、同年GM部会で議論し、ゲノム編集で得られた農産物等のうち、カルタヘナ法の対象である「遺伝子組換え生物等」に該当するものはGM条例の対象となることと確認しました。（食品政策課）
 - ・ 令和4年度（2022年度）に遺伝子組換えのコショウランが鉢植で流通する見込みとなり、一般家庭などでも事前の説明会開催や許可申請等といった条例で定める手続きを経ずに栽培される可能性があることから、道では、GM条例について、規制する対象範囲を食用及び飼料用などにする改正を行い、改めて北海道の「食の安全・安心」を確保する「食」に根差した条例であることを明確にしました。（食品政策課）
- 遵守事項の徹底と立入検査の実施
 - ・ GM条例では、一般栽培の場合は許可制、試験研究機関が行う試験栽培の場合は届出制としていますが、令和5年（2023年）3月末まで、許可申請及び届出は行われていません。（食品政策課）

今後の課題

- ・ 令和元年度に実施したGM条例の点検検証時に、遺伝子組換え作物に対する道民の関心が依然として高いことを確認していることから、引き続き条例を適切に施行していく必要があります。
- 令和4年度の条例改正にあたり、北海道食の安全・安心委員会から、引き続き、GM条例の一部改正について、道民に対しての丁寧な説明を行うこと、遺伝子組換え作物等に関して、対象の世代、職種、地域などにも配慮しながら、正確かつ適切な情報の提供及びリスクコミュニケーションに取り組むこと、遺伝子組換え作物等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、条例や関係する規則などについて、随時、必要な対応を行うこととの意見があったので、引き続き、これらの課題に対応していく必要があります。（食品政策課）

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

2 農産物等の安全及び安心の確保

(3) 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止（条例第18条）

< 施策の目標 >

家畜伝染病の検査、監視を行って発生予防を図るとともに、家畜伝染病の万が一の発生に備えた防疫体制の整備、自衛防疫組織の育成・強化などまん延防止を継続的に推進します。

主な取組

- 家畜防疫体制の整備
 - ・ 家畜伝染病予防法に基づき牛、豚、馬、鶏及び蜜蜂等の検査を実施しました。特に、牛のヨーネ病については、家畜伝染病予防法に基づく定期検査により感染牛の早期発見・早期摘発に努めるとともに、発生農場の同居牛検査やハイリスク牛の自主的とう汰の促進等に取り組み、家畜伝染病の早期発見・早期摘発によるまん延防止に取り組みました。（畜産振興課）
 - ・ 輸移入家畜の着地検査や、原因不明疾病の病性鑑定等を実施し、各種伝染病の発生予防とまん延防止に努め、各種伝染病の発生予防とまん延防止に取り組みました。（畜産振興課）
- 感染症の発生動向の把握
 - ・ 「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、CSF（豚熱）、ASF（アフリカ豚熱）、高病原鳥インフルエンザ等のモニタリングを行うとともに、家畜の伝染病に関する情報を収集し、関係者へ周知し注意喚起を図り、早期発見とまん延防止に努め、関係者への注意喚起及び家畜伝染病の早期発見とまん延防止に取り組みました。（畜産振興課）
- BSEの牛への感染防止と感染実態の把握
 - ・ 肉骨粉等の動物性たんぱく質の牛への誤用・流用を防止するため、農場で使用されている流通飼料を検査するなど、飼料販売業者・牛飼養農家に対する立入検査を実施しました。（畜産振興課）
 - ・ と畜場に搬入された24か月齢以上の牛（と畜検査員が必要と認めた場合に限る。）に対するBSE検査の実施体制を維持しました。なお、令和4（2022）年度は検査を行った牛は、いませんでした。（食品衛生課）
 - ・ 道ホームページのBSEに関する情報を更新するなどして、情報を充実しました。（畜産振興課）

● 生産段階での衛生管理強化の指導

- ・ 家畜伝染病予防法で規定する「飼養衛生管理基準」の遵守について、家畜の飼養農場への指導を行いました。（畜産振興課）

今
後
の
課
題

- ・ 安全・安心な畜産物を提供するためには、健康な家畜の生産が前提であり、適正な飼料給与の撤廃や家畜伝染病の検査・監視の適切な実施、モニタリングや家畜伝染病に関する情報収集などによる発生予防、家畜伝染病を早期に発見する体制の整備や、まん延防止に努めるとともに、飼養農家への衛生管理の重要性の指導や啓発を行い、飼養農家が飼養衛生管理基準を確実に実行するよう、引き続き取り組むことが必要です。（畜産振興課、食品衛生課）

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

3 水産物の安全及び安心の確保（条例第19条）

（1）生鮮水産物の鮮度の保持

<施策の目標>

消費者が求める良質で鮮度の良い水産物を生産・提供するため、鮮度保持に必要な技術開発及びその成果の普及、生産者及び生産者団体の取組に対する支援等を実施します。

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none">● 鮮度保持技術の普及・定着<ul style="list-style-type: none">・ 鮮度保持技術を取りまとめた「鮮度保持マニュアル」を道のホームページに掲載し、鮮度保持技術を普及しました。（水産経営課）● 鮮度保持に向けた取組<ul style="list-style-type: none">・ 北海道立総合研究機構などの研究機関において鮮度保持技術の開発研究を行い、開発技術をもとにマニュアルの整備やブランド化などの取組が行われました。（水産経営課）・ 衛生管理対策のため、国の補助事業を活用し、屋根付き岸壁を整備しました。（漁港漁村課）・ 水産物魚食普及推進事業等により、生産者団体等が行うPR等の取組を支援し、水産物の知名度向上や消費拡大に寄与しました。（水産経営課）
------------------	---

今 後 の 課 題	<ul style="list-style-type: none">・ 消費者が求める良質で鮮度の良い水産物を生産・提供するため、引き続き、生鮮水産物の鮮度保持の取組を進めていくことが必要です。（水産経営課）
-----------------------	--

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

3 水産物の安全及び安心の確保（条例第19条）

（2）貝類の安全確保

<施策の目標>

貝毒による食中毒の防止を図るため、生産段階では、貝毒の検査（行政検査）を実施するとともに、生産者及び生産者団体が自主的に実施している検査（自主検査）に対する指導を行い、また、加工段階では、処理加工場に対して適切な加工処理の指導を行います。

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none">● 貝毒検査の実施<ul style="list-style-type: none">・ 二枚貝の食品としての安全性を確保するため定期的に貝毒検査を実施し、規制値を超過した二枚貝の出荷を停止しました。（水産経営課）● 出荷体制に対する指導の徹底<ul style="list-style-type: none">・ 貝毒発生期に中腸腺など毒蓄積部位を適切に除去することにより、ホタテガイの出荷が認められた認定工場に対する巡回指導を実施し、貝毒発生期のホタテガイ製品の安全流通を確保しました。（水産経営課）● 貝毒プランクトン調査の実施<ul style="list-style-type: none">・ 二枚貝の食品としての安全性を確保するため、定期的に貝毒検査を実施したほか、安全及び安定的な生産を確保するため、二枚貝の毒化の原因となるプランクトンの発生状況を監視し、生産者等に情報提供するとともに、貝毒の発生を予測することで、二枚貝の安全流通に努めました。（水産経営課）
今 後 の 課 題	<ul style="list-style-type: none">・ 二枚貝の貝毒に係る安全確保のためには、その原因となるプランクトンの発生状況を定期的に把握することや、貝毒の有無についての定期的な検査、また貝毒発生期において適正な処理加工を行うことが必要です。（水産経営課）

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

4 生産資材の適正な使用等（条例第20条）

（1）農薬の適正な使用等

< 施策の目標 >

農薬取締法等関係法令に基づき、農薬使用者や販売者等に対し、農薬の適正な流通・使用などの指導を実施します。

主な取組

● 農薬の適正使用の推進

- ・ 北海道農薬指導士認定研修会を開催し、農薬指導士の認定に取り組み、認定者数は令和4（2022）年度で2,257名となりました。（技術普及課）
- ・ 毎年度、農薬指導士を擁する北海道農薬安全使用推進協議会の構成団体が、農業者の研修会や啓発等を実施しており、農薬の適正かつ安全な使用に向けた農業者の指導や助言等の取組が着実に実施されています。（技術普及課）
- ・ 令和元（2019）～2（2020）年度に検査実施件数が目標を大きく下回ったことから、令和3（2021）年度から、各総合振興局・振興局において検査実施件数の目標を設定したものの、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が長引いたため、計画どおりの検査が行えず、目標値の達成状況は6割でした。（技術普及課）

● マイナー作物の安定供給に必要な農薬登録の推進

- ・ 毎年度、マイナー作物農薬登録の要望調査などを通じ、マイナー作物に必要な農薬の登録を推進するとともに、マイナー作物に係る農薬の登録に向けた試験を計画的に実施しました。（技術普及課）

今後の課題

- ・ 農薬使用者は、農薬取締法に基づき、農薬使用基準を遵守するとともに、残留農薬等のポジティブリスト制度に対応した農薬の適正かつ安全な使用が求められており、農薬使用者や販売業者等への指導等を行っていく必要があります。
また、適用のある農薬が少ないマイナー作物や新たな作物については、安定供給を図るため農薬登録を拡大することが必要です。（技術普及課）

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

4 生産資材の適正な使用等（条例第20条）

（2）動物用医薬品の適正な使用等

< 施策の目標 >

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「獣医師法」、「獣医療法」に基づき、動物用医薬品の適正な販売、使用が行われるよう、動物用医薬品販売業者や獣医師に対する監視指導を行うとともに、生産者には動物用医薬品の使用状況を記録し保管するなど適正使用の指導を実施します。

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none">● 動物用医薬品の適正販売の推進<ul style="list-style-type: none">・ 動物用医薬品販売業者に対し、立入検査を実施し、動物用医薬品の保管や販売状況を監視し、違法事例の取締りを行いました。（畜産振興課）・ 動物用医薬品を扱う全店舗を対象とした立入検査を計画しましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大や家畜防疫業務の増加等の影響で必要最低限の検査をしました。（畜産振興課）● 動物用医薬品の適正使用の推進<ul style="list-style-type: none">・ 動物用医薬品の適正使用に関する講習会を開催し、講習会参加者に動物用医薬品の適正使用を指導しました。（畜産振興課）・ 畜産関係団体と連携し、生産農場の生産者に動物用医薬品の適正な使用を指導しました。（畜産振興課）・ 飼育動物診療施設の立入検査を計画的に実施し、獣医師に対して動物用医薬品の適正な管理と生産者への使用指示状況について、監視指導を行いました。（畜産振興課）
------------------	--

今 後 の 課 題	<ul style="list-style-type: none">・ 安全・安心な畜産物等を消費者に提供するため、引き続き、動物用医薬品販売業者や獣医師に対する監視指導や生産者への適正な使用の指導により、動物用医薬品の販売から使用までの各段階における安全対策を進める必要があります。（畜産振興課）
-----------------------	---

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

4 生産資材の適正な使用等（条例第20条）

（3）飼料及び飼料添加物の適正使用と良質な飼料の確保

< 施策の目標 >

飼料の安全性を確保するため、飼料の製造・販売業者や生産者に対する検査・指導を行い、BSEの発生防止などに係る飼料規制の実効性を確保するとともに、良質な自給飼料の効率的な生産を図るための取組を推進し、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成を図ります。

主な取組

● 飼料の安全性の確保

- ・ 飼料業者や畜産農家への立入検査を実施し、畜産物の安全性に影響を及ぼすような事案がないことを確認しました。（畜産振興課）
- ・ 飼料業者や畜産農家への飼料立入検査とあわせて牛用飼料への肉骨粉混入監視調査や有害物質検査等を実施し、不適切な利用や管理がされているような事案がないことを確認しました。（畜産振興課）。

● 自給飼料の増産

- ・ 北海道自給飼料改善協議会による自給飼料生産優良事例発表会や自給飼料増産などに向けたセミナー、振興局・農業改良普及センターと連携した現地研修会を開催し、生産者等へ優良事例や新たな技術の情報提供を実施しました。ICTを活用した雑草検出・ピンポイント除草等の技術実証を行い、自給飼料の栽培技術の高度化を図りました。（畜産振興課）
- ・ 道と道内関係機関で構成する北海道自給率向上戦略会議等での情報共有により、飼料自給率向上の取組に関する検討を実施しました。関係機関の情報を共有することで、飼料自給率向上に関する情報提供を実施しました。（国補助や植生改善情報等）（畜産振興課）
- ・ 国事業を活用し、飼料作物作付や施設・機械整備を支援しました。また、優良品種の推進や飼料需要を取りまとめ、マッチング活動を実施しました。（畜産振興課）
- ・ 畜産クラスター事業等を活用して施設や機械の整備を支援することで、コントラクターやTMRセンターの設立支援を行うとともに、公共牧場整備事業（公共）を活用して、公共牧場の整備を支援しました。（畜産振興課）

<p>主 な 取 組</p>	<p>● 飼料生産基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国に対して必要な予算を要望し、起伏修正や排水改良などの飼料生産基盤の整備を、計画的に実施してきました。草地畜産基盤整備事業により、飼料生産基盤の整備を年間6,000～7,000ha実施しました。（農地整備課） ・ 植生改善の取組事例を調査し、各地域の生産者へ情報提供しました。また、各地域の実情にあわせて農業改良普及センター等が、関係機関と連携して植生改善のための支援を実施しました。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で取組中止もありましたが、地域では継続した植生改善の取組が実施されています。（畜産振興課）
<p>今 後 の 課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料安全法を遵守し、飼料の安全性を確保するためには、引き続き、国等と連携しながら、飼料の製造、輸入、販売、使用の各段階における検査及び指導を実施することが必要です。 特に、BSEの感染防止を図るためには、肉骨粉等の牛への誤用・流用防止を徹底することが重要で、流通飼料の検査が必要です。 引き続き、道内の恵まれた草地資源などから生産される良質な自給飼料の利用を基本とした畜産物等の生産を推進することが必要です。（畜産振興課）

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

5 生産に係る環境の保全（条例第21条）

（1）農用地の土壌汚染の防止

<施策の目標>

有機性廃棄物の堆肥などへのリサイクル利用に当たり、特殊肥料の安全性を確保するとともに、有機質資材の適正使用の指導等を推進します。

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none">● 肥料の適正使用の推進<ul style="list-style-type: none">・ 知事への届出に際し、有害物質の分析結果を添付するよう指導・徹底しました。（食品政策課）・ 肥料の生産業者に対し、立入検査及び指導を実施しました。（食品政策課）・ 再生有機質資材を肥料又は土壌改良資材として農用地に適切な使用を図り、作物の生育への影響を防止するため、土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準に関して肥料の関係部局と連携を密にしました。（循環型社会推進課）・ 下水汚泥施用土壌のモニタリング調査を実施しました。（都市環境課）・ 堆肥等の有機物の施用などによる土づくりを基本とするクリーン農業の普及や、良質な堆肥の生産と適切な施肥を評価するGAPの実践指導などを通じて、有機質資材の適切な利用を推進しました。（食品政策課）
今 後 の 課 題	<ul style="list-style-type: none">・ 肥料の品質の確保の為に必要な指導であり、継続して取り組む必要があります。（食品政策課） <p>本道農業が、我が国最大の食料供給地域として食料自給率の向上に寄与し、国民の食を支える役割を果たしつつ、持続的に発展していけるよう、引き続きクリーン農業・有機農業の取組を広めていくことが必要です。（食品政策課）</p>

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

5 生産に係る環境の保全（条例第21条）

（2）水域環境の保全

<施策の目標>

公共用水域の水質を常時監視するとともに、工場・事業場に対する監視指導、家畜排せつ物の適正な管理の促進のほか、森林の整備や保全、環境に配慮した生産基盤の整備等水域の環境保全対策を推進します。

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none">● 公共用水域の常時監視、汚濁発生源対策<ul style="list-style-type: none">・ 水質汚濁防止法に基づき、環境基準の類型指定水域や水質監視の必要性が高い水域を対象に、常時監視を実施し、「公共用水域の水質測定結果」として公表しました。（循環型社会推進課）・ 環境基準の達成や良好な水質の維持のため、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場に対し立入検査等を実施し、排水基準を守っていない事業者に対して、必要な指導を行いました。（循環型社会推進課）・ 「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」により畜産経営における家畜排せつ物の管理について巡回調査・指導を行い、家畜排せつ物の適正管理の徹底と利活用を促進しました。（畜産振興課）● 水域の環境保全対策<ul style="list-style-type: none">・ 国の森林環境保全整備事業等を活用し、市町村や森林組合等が行う森林整備に対し支援しました。市町村、森林組合等による森林整備が着実に進みました。（森林整備課）・ 水系へ環境負荷を与える傾斜農地の土壌流亡を防ぐためのほ場等の整備や生態系に配慮した排水路などの整備を実施しました。（農地整備課）・ 漁業者等が行う藻場・干潟の保全活動に対して支援を行い、藻場・干潟の保全が図られました。（水産経営課）
今 後 の 課 題	<ul style="list-style-type: none">・ 引き続き法令に基づく監視を実施し、結果を公表する必要があります。（循環型社会推進課）・ 家畜排せつ物の適正管理を徹底するため、引き続き巡回調査を継続する必要があります。（畜産振興課）・ 森林の持つ多面的機能を維持・確保するため、計画的な森林整備を支援する必要があります。（森林整備課）・ 引き続き藻場・干潟の機能の維持、回復を図る必要があります。（水産経営課）

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

5 生産に係る環境の保全（条例第21条）

（3）地下水の汚染の防止

<施策の目標>

地下水の常時監視を実施し、硝酸性窒素等による汚染範囲等を把握するとともに、汚染を防止・軽減するため、適正施肥の普及、家畜排せつ物の適正管理などの必要な対策を進めます。

主な取組

- 地下水の常時監視の実施
 - ・ 地下水の汚染を早期に発見するとともに、汚染範囲や経年変化等を把握するため、水質汚濁防止法に基づき、地下水の常時監視を実施し、「地下水の水質測定結果」として公表しました。（循環型社会推進課）
 - ・ 飲用指導を実施しました。（環境政策課）
- 肥料減量化技術の確立・普及と家畜排せつ物の適正管理
 - ・ 農業者がクリーン農業を円滑に導入できるよう「北海道施肥ガイド2020」を策定するとともに、北海道クリーン農業推進協議会と連携した北海道クリーン農業セミナーや農業改良普及センターによる実証ほの設置及び技術検討会を開催しました。（食品政策課）
 - ・ 道内でクリーン農業に取り組み始めたH3（1991）年度に比べ、単位面積当たりの主要肥料・農薬の出荷量が減少（主要肥料▲42.3%、農薬▲48.7%）しました。（食品政策課）
 - ・ 「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」により畜産経営における家畜排せつ物の管理について巡回調査・指導を行い、家畜排せつ物の適正管理の徹底と利活用を促進しました。（畜産振興課）

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">・ 家畜排せつ物の適正管理を徹底するため、引き続き巡回調査を継続する必要があります。（畜産振興課）・ 国は、令和3（2021）年に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するみどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに持続可能な食料システムの構築を目指して環境負荷軽減の取組を推進しており、道としても国の戦略を踏まえ、本道農業が持続的に発展し、我が国最大の食料供給地域として食料自給率の向上に寄与し、国民の食を支える役割を果たしているよう、引き続き、クリーン農業の取組を広めていく必要があります。（食品政策課）
-------	---

第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

1 適正な食品の表示の促進等（条例第22条）

（1）食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進

<施策の目標>

食品表示法など食品の表示に関する法令等の普及啓発を充実し、適正な表示を促進するとともに、関係法令等の遵守状況の把握など食品の表示に関する監視と違反に対する指導等を強化します。

主な取組

- 食品表示制度の普及啓発
 - ・ 食品表示制度に関するセミナーを開催し、表示制度の普及啓発に努めました。（消費者安全課）
 - ・ 食品表示に関する事業者からの相談に対応し、表示の適正化に努めました。（消費者安全課）
- 不正を見逃さない監視体制の充実
 - ・ 食品小売店等に対して、原産地表示の欠落等についての一斉調査を実施し、不適切な表示を行っている事業者に対して、必要な指導を行いました。（消費者安全課）
 - ・ 道内各市町村に配置されている消費生活モニターにより、小売店における生鮮食品の表示の実態について調査を実施し、生鮮食品の表示の実態について把握しました。（消費者安全課）
 - ・ 電話やウェブフォームにより、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付け、食品表示の適正化の促進を図りました。（消費者安全課）
 - ・ ホテル・飲食店等事業者に対し、適正なメニュー表示に向けた景品表示法に係る調査を実施しました。適正なメニュー表示について啓発するとともに、不適切な表示を行っている事業者に対して必要な指導を行いました。（消費者安全課）
 - ・ 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有するため、「消費生活安定会議幹事会食品安全部会」を毎月開催し、通報等に対する処理状況を確認・点検するほか、四半期ごとに通報や対応等の状況を道のホームページで公表しました。（消費者安全課）

● 原料原産地表示の促進

- ・ 道産食品登録制度について、各種商談会に出展した登録事業者のブースに啓発資料を掲示するとともに、ホームページで商品の登録情報を発信するなどのPRを行いました。また、平成30（2018）年度以降、新たに102商品を登録しました。（食品政策課）
- ・ 「道産食品全国モニター」を各都府県に1名ずつ配置し、道産食品の表示状況調査やアンケート調査を実施しました。「道産食品全国モニター」の調査により、計画期間中に法律違反のおそれがあると見なされた表示が1件確認されました。（食品政策課）

- ・ 食品表示制度の普及啓発に引き続き努めるとともに、事業者の相談に対応する必要があります。（消費者安全課）
- ・ 引き続き、原産地等の欠落等についての一斉調査や、小売店における食品表示の実態について調査を実施するとともに、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付ける必要があります。（消費者安全課）
- ・ 引き続き、食の安全・安心に係る通報や対応等の状況について定期的に関係課で情報共有する必要がありますが、通報等の件数や内容については、国における調査対象や報道などにより大きく変動し、施策の状況等を表す情報では、なくなっています。（消費者安全課）
- ・ 道産食品登録制度は、長引く新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響や国際情勢の変化に伴うエネルギーや原材料の価格高騰などを受け、企業の方針転換による登録商品の製造中止などにより登録数は減少したものの、商品PRに効果的と考えている事業者が多く、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で各種商談会の中止が相次いだ間に商品化したアイテムを登録する動きが増えています。（食品政策課）
- ・ 全国で販売される道産食品の表示の監視は引き続き必要ですが、モニターの高齢化が進行しており、若い世代に対しても表示に関する理解を広げていく必要があります。（食品政策課）

第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

1 適正な食品の表示の促進等（条例第22条）

（2）食品のトレーサビリティーの導入の促進

<施策の目標>

生産者、事業者の自主的な取組を基本としながら、生産から流通・加工、販売に携わる関係者が連携、協力して取り組むことができるよう、トレーサビリティーの導入を促進します。

主な取組

● トレーサビリティーの円滑な運用と導入の促進

- ・ 農林水産省及び（独）家畜改良センターが運用する牛トレーサビリティー法について、耳標発行の手続きや死亡牛の不適切事案への対応など、法の確実な履行に協力しました。（畜産振興課）
- ・ 国が米穀事業者への立入検査を実施したもののうち違反事案に対しては、道から指導を行いました。（農産振興課）
- ・ 国（北海道農政事務所）と連携し、米飯類を販売・提供する地域外食事業者等へパンフレットを配布しました。（農産振興課）
- ・ 道のホームページにおいて、トレーサビリティー導入の手引き、国のガイドラインやマニュアル等の情報を提供しました。（食品政策課）
- ・ G A PやH A C C Pなど、トレーサビリティー機能を有する取組の実践や認証取得を支援しました。（食品政策課）

今
後
の
課
題

- ・ 食品トレーサビリティの取組内容等をホームページで情報提供している事業者を募集しましたが、道ホームページでの公開を希望する事業者は増えませんでした。事業者の間で取組は進み、消費者の間にも普及したものと考えられます。（食品政策課）
- ・ 牛肉や米のトレーサビリティ制度は引き続き、法や制度の確実な履行や義務事項の遵守を確認する必要があるとともに、制度の普及・啓発に努めていく必要があります。（畜産振興課、農産振興課）
- ・ 国は、令和4（2022）年3月8日に「我が国における国際水準GAPの推進方策」を策定し、「令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進」することとしており、道としても道内の全ての生産現場における国際水準GAPの実践に向けた取組が必要です。（食品政策課）

第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

2 道産食品の認証制度の推進（条例第23条）

<施策の目標>

認証制度の普及と認証数の拡大を図り、消費者に安全・安心で優れた品質の道産食品を提供するとともに、海外にも通用する道産食品のブランド化をめざします。

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none">● 制度の認知度向上<ul style="list-style-type: none">・ 道庁ロビーでのパネル展、認証事業者やホッカイドウ競馬と連携したファンプレゼント及び道外スーパー等での施策商品の催事販売や商談会などを実施しました。（食品政策課）・ J P O 1 やスコブルなどのフリーペーパーの誌面への掲載など、道や連携団体の広報媒体を活用したP Rを実施しました。（食品政策課）● 認証数の拡大<ul style="list-style-type: none">・ 新たな品目に係る認証基準の設定はありませんでした。（食品政策課）・ 官能検査においては、各品目の関係組合など業界とのつながりを持ちつつ運営しており、認証品目がある食品加工メーカーでの認知度は高くなっています。（食品政策課）
------------------	---

今 後 の 課 題	<ul style="list-style-type: none">・ パンフレット中の商品カタログには認証廃止商品が掲載されているため、早急に見直しが必要です。 <p>コロナ以降、地産地消をはじめ食に対するテーマが取り上げられる機会が増えており、認証事業者の協力や庁内での連携により、様々な機会を通じ、継続的にP Rを実施していくべきと考えます。</p> <p>認証の継続に必要な検査手数料が事業者にとって負担との意見があり、費用対効果でのメリットを示す必要があります。（食品政策課）</p>
-----------------------	---

第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

1 情報及び意見の交換等（条例第24条）

<施策の目標>

消費者、生産者等が、食の安全・安心についての相互理解と知識を深め、参加しやすく自由に意見を述べられるよう、リスクコミュニケーションの充実に努めます。

主な取組	<ul style="list-style-type: none">● リスクコミュニケーションの効果的な実施<ul style="list-style-type: none">・ 食品表示、食品衛生、H A C C P取得、遺伝子組換え作物、ゲノム編集技術等、道民の関心が高いテーマを設定しました。令和元年度、2年度及び4年度は5テーマ開催、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による開催の見送りがあり、3テーマ開催しました。（消費者安全課、食品衛生課、水産経営課、食品政策課）・ 周知は、関係者と連携して実施するとともに、テーマの検討を行いました。結果については、道ホームページにより情報提供し、知識と相互理解が深まるよう努めました。（消費者安全課、食品衛生課、水産経営課、食品政策課）・ 市町村や消費者団体等関係団体からの要望に応じて資料を提供しました。（消費者安全課、食品衛生課、水産経営課、食品政策課）
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">・ 引き続き、道民の関心が高いテーマでリスコミ等を開催するとともに、内容の充実と適切な情報提供に努めます。（消費者安全課、食品衛生課、水産経営課、食品政策課）

第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

2 食育及び地産地消の推進（条例第25条）

（1）食育の推進

<施策の目標>

食育をめぐる課題や情勢変化を踏まえ、様々な関係者と役割を分担しながら、『「食」の力で育む心と身体と地域の元気』をめざして食育の取組を効果的に推進します。

主な取組

- 心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進
 - ・ 食生活改善推進員の活動において「北海道食事バランスガイド」を積極的に活用し、適正体重の理解と併せて望ましい食生活の普及に取り組み、知識の習得と行動変容につなげました。（地域保健課）
 - ・ 学校の管理職や栄養教諭等を対象とした研修で、各学校において学校給食の準備から片付けまでの一連の指導を充実させるよう指導・助言を実施しました。（教育庁）
 - ・ 第4次北海道食育推進計画において重点事項としている、高齢者（シニア）向け食育講座を毎年度開催しました。（元年度：4か所、2年度：3か所、3年度：2か所、4年度：3か所で開催）。（食品政策課）
- 「食」に関する理解を深める食育の推進
 - ・ 令和3年3月に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定しました。計画に基づき、関係部局と連携し、食品ロス削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」を推進しました。道内の食品ロス発生量については、横ばいの状況ですが、道民が食品ロス削減のために何らかの行動をしている割合は、増加しています。（食品政策課）
 - ・ 普通高校の生徒に対し、漁業体験の機会を提供しました。漁業が職業選択の一つとして興味を引くきっかけとなりました。（水産経営課）
 - ・ 漁業士が小学校などにおいて、魚の生態、漁獲方法、調理方法等の出前授業を実施し、水産業に対する関心が深まりました。（水産経営課）
 - ・ ホームページで水産物の情報を公開するなど、道産水産物に関する学習機会を創出するとともに、原材料の提供など生産者等が行う食育事業に対して支援を行いました。（水産経営課）
 - ・ 食品表示制度に関するセミナーを開催し、表示制度の普及啓発に努めました。（消費者安全課）

<p>主 な 取 組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本道の食育推進体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度「どさんこ食育推進協議会」を開催し、関係団体等と情報を共有しました。（食品政策課） ・ 毎年度、各振興局において食育推進ネットワークを開催しました。ネットワークの参加団体として、食づくり名人や農業者・漁業者（青年部・女性部）、農業協同組合、漁業協同組合、管理栄養士、栄養教諭、民間事業者など食に関わる人材を加え、ネットワークを強化しました。（食品政策課） ・ 毎年度、北海道食育推進優良表彰を実施し、優良事例の周知等による地域の食育活動を促進しました。表彰者の活動をパネルにし、食育月間やSNSを活用し取組を周知したほか、受賞者が食育推進ネットワーク等で講演することにより優良事例を周知しました。 ・ 各振興局における食育推進ネットワーク会議の開催などにおいて、市町村における食育推進計画の重要性を周知しました。食育推進計画を策定している市町村は増加傾向にあります。（食品政策課）
<p>今 後 の 課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により学習機会等の減少が顕著となりました。（地域保健課、教育庁、食品政策課） ・ 食育の取組を効果的に推進していくため、ネットワークの広がりを図ることが必要です。（食品政策課） ・ 道内全市町村での食育推進計画の作成を推進することが必要です。（食品政策課）

第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

2 食育及び地産地消の推進（条例第25条）

（2）地産地消の推進

< 施策の目標 >

道内で生産された農林水産物及び加工品を道民が消費する地産地消の推進、消費者と生産者等との相互理解の促進、地域資源の活用や観光との連携による道産食品の消費・販売の拡大など多様な取組を推進します。

主な取組

● 地産地消の推進

- ・ 地産地消の推進については、新顔作物振興事業における飲食店フェア等で、道産食材の需要拡大につながりました。（食品政策課）
- ・ 消費、生産、商工等の団体や行政で組織する「北のめぐみ愛食運動道民会議」を毎年度開催し、各構成団体における愛食運動に関する情報共有を実施しました。（食品政策課）
- ・ ホッカイドウ競馬市町村名競争でPRしたほか、Facebook「どんどん食べよう北海道」で、毎月、愛食の日に情報発信を実施しました。（食品政策課）
- ・ 北のめぐみ愛食レストラン及び愛食応援団については、道HPで制度を紹介するほか、Facebook「どんどん食べよう北海道」でPRを実施しました。
「北のめぐみ愛食レストラン」は令和5（2023）年1月末現在で322店を認定しています。
「愛食応援団」は令和5（2023）年1月末現在、150団体を登録しています。（食品政策課）
- ・ 北海道米のブランド力については、品質の高位平準化や収穫量の安定化に向けた、生産技術研修会の開催や技術資料の作成を支援するとともに、生産者や指導機関等に向け情報発信を行いました。（農産振興課）
- ・ 業務用での利用が期待される直播向け新品種の導入や省力化技術を推進するため、研修会を開催するとともに、生産者や指導機関等に向け情報発信を行いました。（農産振興課）
- ・ 農業団体やスーパー、コンビニ、飲食店と連携し、店頭や地下鉄車内広告、テレビCMでの北海道米プロモーションを行うとともに、消費者や事業者等にPRを行いました。（農産振興課）

<p>主 な 取 組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良質な道産小麦の生産拡大を推進するため、地域実証検討会や生産拡大検討会を実施し、小麦の生産量は、令和4（2022）年産で61万トンに増加しました。（農産振興課） ・ 小麦商品の付加価値、競争力を高めるため、新商品開発セミナーや新商品開発発表会を開催しました。また、菓子用品種「北見95号」の普及拡大を推進するため、道産小麦新品種（北見95号）勉強会を開催しました。（食品政策課） ・ 道産水産物魚食普及推進事業等により生産者団体等へ支援を行い、生産者団体等が道産水産物を使用した新製品を開発しました。（水産経営課） ・ コープさっぽろとの共催により、「こどもおさかな教室」を実施しました。（令和2（2020）年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響により見送り）ホタテやサケといった道産水産物の魚食普及が図られました。（水産経営課） ・ 北海道学校給食コンクール、全国学校給食研究協議大会、北海道学校給食研究大会を開催し、地場産物を活用した特色ある献立の周知及び活用促進に取り組んでいる実践事例等の普及・啓発を行いました。（教育庁）
<p>今 後 の 課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道米の生産については、近年の不安定な気象条件等に対応するため、引き続き支援を行う必要があります。中食や外食需要の伸長が見込まれるため、業務用など用途に応じた生産を推進するとともに、消費者や事業者には北海道米の魅力を発信し、道内食率の高水準での定着を図る必要があります。道産小麦については、消費者や実需者のニーズに応じるため、安定生産・供給体制を整備し、需要に対応しながら生産拡大を図る必要があります。（農産振興課、食品政策課） ・ 道産農林水産物の消費拡大については、引き続き、要望に応じた生産者等の取組支援や、親子料理教室など要望に応じた取組が必要です。（水産経営課） ・ 新顔作物事業は、生産拡大のみならず需要拡大も重要です。道としてのビジョンが必要です。（令和4年度第4回北海道食の安全・安心委員会）

第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

2 食育及び地産地消の推進（条例第25条）

（2）地産地消の推進

<施策の目標>

道内で生産された農林水産物及び加工品を道民が消費する地産地消の推進、消費者と生産者等との相互理解の促進、地域資源の活用や観光との連携による道産食品の消費・販売の拡大など多様な取組を推進します。

主な取組

● 消費者と生産者等との結び付きの強化

- ・ 令和元（2019）年度、道庁赤れんが前庭のほか、地下歩行空間、東京大井競馬場等で開催した「北のめぐみ愛食フェア」を支援し、出展者募集やプレスリリース等による周知を実施しました。道庁赤れんが前庭の出店者は、延べ84店舗あり、売上は2,928,000円。地下歩行空間は、各期間で、それぞれ10～20店舗ほど出店があり、売上は約50万円～150万円程度。大井競馬場は、延べ45店舗の出店があり、売上は7,406,500円でした。（食品政策課）
- ・ 農業者だけでなく、地域ぐるみで受け入れる農村ツーリズム（グリーン・ツーリズム）の取組について、SNS等を活用して情報提供するなど、広く周知しました。（農村設計課）
- ・ メールマガジン、SNS等を活用して情報提供しました。（農政課、食品政策課、食産業振興課、農村設計課、畜産振興課、水産林務部総務課）

今後の課題

- ・ 消費者と生産者等との結び付きの強化については、引き続き、農村ツーリズムの取組を広く周知していく必要があります。（農村設計課）
- ・ 「北のめぐみ愛食フェア」は令和元年度までは各所でフェアの開催があったものの、コロナ禍により、令和2年度の地下歩行空間での開催を最後に、事務局の活動中止とともに再開の目途も立っていない状況です。（食品政策課）
- ・ 牛乳の価格が上昇していく中で、消費者の牛乳離れを食い止める対策が必要です。（令和4年度第4回北海道食の安全・安心委員会）
- ・ 飼料・肥料等の安全性確保と合わせて、生産者が安心して利用できる環境整備やその取組への消費者の理解向上が必要です。（令和4年度第4回北海道食の安全・安心委員会）

第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

2 食育及び地産地消の推進（条例第25条）

（2）地産地消の推進

< 施策の目標 >

道内で生産された農林水産物及び加工品を道民が消費する地産地消の推進、消費者と生産者等との相互理解の促進、地域資源の活用や観光との連携による道産食品の消費・販売の拡大など多様な取組を推進します。

主な取組

● 地域の食資源を活かした取組の促進

- ・ 6次産業化については、北海道6次産業化サポートセンターを設置・運営し、各種相談への対応や専門家による伴走支援などの支援を行いました。（食品政策課）
- ・ 北海道農商工連携ファンド事業により経営資源を活かした新事業・新サービスの取組を支援し、令和元（2019）年度は25件採択しました（補助事業は元年度末で終了）。（食産業振興課）
- ・ フード特区は、関係自治体や経済団体等との連携を図り、総合特区制度における特例措置や優遇措置を最大限活用しました。フード特区計画として認定された事業は令和3（2021）年度までに予定どおり終了しました。（食産業振興課）
- ・ 食クラスター活動を全道各地で効果的に推進するため、食に関わる意欲ある人材に対し、高度なマーケティング力や全国的なネットワークを有する講師陣による専門的な研修を実施しました（令和3（2021）年度実績：人材育成研修「地域フード塾」40名修了）。（食産業振興課）
- ・ イメージキャラクターの着ぐるみや普及啓発DVD等を活用し、パネル展や出前講座等で消費者へのPR活動を実施、クリーン農業への理解を深めた方を会員とするYES!cleanサポーター制度の創設、北海道クリーン農業推進協議会と連携して、北海道クリーン農業セミナーを開催、北海道クリーン農業推進協議会と連携して流通・食品加工業者に働きかけ、販促資材の提供を実施しました。（食品政策課）
- ・ 道産食品独自認証制度、道産食品登録制度については、道外スーパー等での催事販売や商談会での認証商品の紹介、がんばれ！道産食品への掲載などに取り組みました。（食品政策課）

<p>主 な 取 組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道食品機能性表示制度については、道独自の食品機能性表示制度の効果的な運用に取り組み、販路拡大に向けた情報を道内外に発信し、令和3（2021）年度末までに累計で69社・131商品が認定され、約293億円の売り上げとなりました。（食産業振興課） ・北のハイグレード食品については、道内の食材を活かして道内企業が製造する「優れた食味」「高い品質管理」「強い消費者訴求力」を備えた商品を選定し、道内外へ発信することで、道産食品全体の販路拡大の支援に取り組み、平成22（2010）年度の創設から令和3（2021）年度末までに累計で1,006品（807社）が推薦され、182品（延べ172社）の加工品を選定しました。（食産業振興課） ・「北海道愛食大使」について、道ホームページで制度を紹介しました。令和5（2023）年1月末現在、245店舗を登録しています。（食品政策課） ・ホームページや食育推進ネットワーク会議など、食育関係者が集まる会議を活用し、北海道らしい食づくり名人制度をPRし、登録を推進しました。令和3（2021）年度末における食づくり名人は160名（うち伝承名人50名）となっています。（食品政策課）
<p>今 後 の 課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食クラスター活動は、道産食品の高付加価値化と北海道ブランドの磨き上げを図るため、継続して取り組む必要があります。（食産業振興課） ・北海道6次産業化サポートセンターは国費事業を活用しているため、国が定める要領に基づく支援内容に限られています。（食品政策課） ・北海道食品機能性表示制度は、制度の認知度の更なる向上といった課題はあるものの、引き続きセミナーやイベント等を通じて消費者や流通業者等の理解の促進に取り組む必要があります。北のハイグレード食品は、事業の認知度の向上に課題があります。（食産業振興課）

第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

2 食育及び地産地消の推進（条例第25条）

（2）地産地消の推進

< 施策の目標 >

道内で生産された農林水産物及び加工品を道民が消費する地産地消の推進、消費者と生産者等との相互理解の促進、地域資源の活用や観光との連携による道産食品の消費・販売の拡大など多様な取組を推進します。

主な取組	<ul style="list-style-type: none">● 観光産業との連携強化<ul style="list-style-type: none">・ 道内事業者への販売機会を提供すること等により、道産食品の販売を行い、展示・販売を通し、道産食品のPRに繋がりました。・ 催事機会を提供することにより、本道の食や観光について紹介しました。様々な機会を提供・活用することで、本道の「食と観光」のPRに繋がりました。（食産業振興課）・ 農業者だけでなく、地域ぐるみで受け入れる農村ツーリズム（グリーン・ツーリズム）の取組について、SNS等を活用して情報提供するなど、広く周知しました。（農村設計課）
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">・ 本道の食品のPRは、引き続き「北海道どさんこプラザ札幌店」で展示・販売を行い、PRを行う必要があるとともに、物産展など様々な機会を提供・活用し、PRに努める必要があります。（食産業振興課）・ 農村ツーリズムは、引き続き関する情報や取組を広く周知していく必要があります。（農村設計課）

第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

3 道民からの申出（条例第26条）

<施策の目標>

道民が気軽に相談や申出ができるよう、窓口を明確にし、その周知を図るとともに、問い合わせの内容やその回答についての情報を提供します。また、道が受理した情報について、共有化と一元的な管理を行うとともに、国等の関係機関と連携の上、適切な措置を講じます。

主な取組

- ・ 電話やウェブフォームにより、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付けました。（消費者安全課）
- ・ 「食品安全相談ダイヤル」を設置し、食品の安全・安心全般に関する情報提供、問い合わせ、意見等を受け付けました。（食品政策課）
- ・ 全道の保健所窓口では、食品衛生に関係する各種相談に応じています。（食品衛生課）
- ・ 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有するため、「消費生活安定会議幹事会食品安全部会」を毎月開催し、通報等に対する処理状況を確認・点検するほか、四半期ごとに通報や対応等の状況を道のホームページで公表しました。（消費者安全課）
- ・ 国、地方自治体など、関係機関・団体と定期的に情報交換、協議を行うための会議等に参加協力し、日頃からの連携の維持、円滑な協力体制の確保に努めました。（消費者安全課）

今後の課題

- ・ 道に寄せられた食品衛生、食品表示に関する情報や通報は関係部局で共有されており、道民の食の安全・安心を維持するため、引き続き情報や問合せなどを受け付け、適切な対応を取る必要があります。（消費者安全課、食品衛生課、食品政策課）
- ・ 国等とも引き続き、定期的に情報交換、協議を行う必要があります。（消費者安全課）

【参考】令和4年度第4回北海道食の安全・安心委員会のその他の意見と対応する計画

その他の意見	対応する計画
・ 114万haという限られた耕地の中でどういった作物を作っていくのか、道として全体ビジョンを持つことが大事。	・ 第6期北海道農業・農村振興推進計画
・ 食の安全・安心には、北見の玉ねぎの運搬など、物流の課題も含まれる。幅広く考えていくことが必要。	・ 北海道総合計画【2021改訂版】
・ 酪農等北海道の畜産は、自給飼料を最大限活用して、1頭当たり生産量も抑えるなどの知恵を働かせる工夫が必要です。道としてのビジョンがあれば生産者も計画を立てやすいと考えます。	・ 第6期北海道農業・農村振興推進計画 ・ 第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画
・ 家庭から出ている生ごみが活用され環境保全に役立っていることを記載すべき。 また、食品ロスについて計画に項目が立てられていないことが問題。 また、ロスとウェイストを分けて取り扱うことがポイント。	・ 北海道食育推進計画 ・ 北海道食品ロス削減推進計画